



病気療養中の児童生徒に対する

ICTを活用した 遠隔教育ハンドブック



はじめに

Introduction

疾病による療養や障害のため、長期間にわたって学校を欠席せざるを得ない児童生徒に対しては、病院や自宅等から学びを継続できる手段を確保することが重要です。

近年、GIGAスクール構想によるデジタル学習基盤の整備に伴い、学校での1人1台端末活用をはじめとしたICTの活用が進んでおり、このような児童生徒に対する教育機会を確保するための手段も広がっているところです。

例えば、入院が必要になった場合、従来は、病院に併設する特別支援学校等へ転学したうえで教育が行われてきました。しかし、入院先の病院に併設する特別支援学校等がない場合や、様々な事情により転学が難しい場合は、在籍する学校を欠席することになり、その期間、十分に教育を受けられない状況も生じておりました。

これらの状況に対し、デジタル学習基盤の整備が進められたことや病気療養児に対する遠隔教育に関する制度改正が行われたことにより、現在では、在籍する学校はそのままに、入院先の病院や自宅から授業を受けることも可能となっています。

一方で、令和4年度の調査において、病気療養児に対する同時双方向型授業配信の実施率は24%に留まっている状況です。

本パンフレットは、病気療養児に対する遠隔教育の制度の概要や実施のプロセスについて具体的な自治体の事例も含めて分かりやすく紹介しております。これにより、全国の教育委員会や学校において、病気療養中の児童生徒に学びの機会を届ける取組が一層進むことを目的としています。より多くの児童生徒に学びの機会を届けるための一助となれば幸いです。

もくじ

Contents

1. 病気療養児への遠隔教育 ……2
2. 病気療養児の取扱い規定 ……3
3. 遠隔教育を実施するための手段 ……5
4. 遠隔教育実施のプロセス
 - ①支援体制の構築 ……6
 - ②遠隔教育の準備 ……7
 - ③遠隔教育の実施 ……9
 - ④学習の評価 ……10
 - ⑤復学に向けた支援 ……11
5. 参考資料 ……12





病気療養児への遠隔教育

入院や在宅療養が必要な児童生徒たちにも、学びの機会を確保するために整備が進められている「遠隔教育」。遠隔教育が可能となった背景や、どのような児童生徒が対象となるのかを解説します。

疾病や障害によって長期間、学校を欠席する児童生徒

病気療養児とは、「疾病による療養のため、又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒」のことを指します。

例えば、小児がんなどの長期治療を要する疾病や、慢性疾患、手術後の回復期間を含む長期療養等が必要な児童生徒が該当します。

病気療養児は、病気の治療や体調の波によって登校が困難となることが多く、対面授業を前提とした教育体制では、学びの継続が難しい場面があります。そのため、文部科学省は、病気療養児に対する教育機会の保障の観点から、同時双方向型の遠隔教育や、オンデマンド型の授業配信も可能とする制度改正を行いました。これにより、体調に合わせた、より柔軟な学びの形が整えられています。

この制度の活用においては、在籍校や教育委員会等の判断が重要です。このような取扱いにおける病気療養

児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、障害の状態等を基に、年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、学校、又はその管理機関が行うこととなっています。

また、遠隔教育の実施に当たっては、保護者や児童生徒本人、医療機関などと密接に連携しながら、治療スケジュールや生活状況を総合的に勘案する必要があります。例えば、同時

双方向の授業に毎日決まった時間で参加するのが難しいと判断された場合には、オンデマンド型授業配信が選ばれることもあります。

遠隔教育が実施できるのは小・中・高等学校、特別支援学校など、すべての学校種にわたっています。さらに、制度を活用するためには、在籍校の規定整備も必要です。具体的には、出席・単位認定・評価のルールを校内で明文化し、保護者や児童生徒に事前に説明することが求められます。



◆令和4年度に在籍した病気療養児数

区分	小中高等学校				特別支援学校				合計
	小学校	中学校	高等学校	計	小学部	中学部	高等部	計	
国立	22	20	6	48	3	4	5	12	60
公立	2,232	2,348	1,140	5,720	962	730	914	2,606	8,326
私立	23	174	579	776	0	2	1	3	779
合計	2,277	2,542	1,725	6,544	965	736	920	2,621	9,165

出典：『令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果』（文部科学省）



病気療養児の取扱い規定

病気療養児への遠隔教育は、取扱いが規定されています。ここでは、その取扱いを分かりやすく整理してご紹介します。

小・中学校等、特別支援学校(小・中学部)

- ◆ 病院等においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は指導要領上の出席扱いとすることができること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる
- ◆ 原則として同時双方向型授業配信を実施すること。当該児童生徒の病状等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型授業配信を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型授業配信を行うことが可能である
- ◆ 受信側の病室等に教員を配置することは必ずしも要しない
- ◆ 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整える
- ◆ 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整える
- ◆ 配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要がある
- ◆ ICT等を活用した学習活動と併せて、教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましい 等

① 4文科初第2565号「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」

https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-100002908_2rr.pdf

①



高等学校等、特別支援学校（高等部）

- ◆ 全課程の修了の要件として習得すべき単位数を習得することができる（上限（36単位）を超える単位数を認める）
- ◆ 対面により行う授業の時間数は、50分を1単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上（各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定める
- ◆ 病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合には、各教科・科目等の単位数に関わらず、対面授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも例外的に認められる
- ◆ 同時双方向型の授業を原則すること。当該生徒の病状等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型の授業を行うことが可能である
- ◆ 受信側の病室等に教員を配置することは必ずしも要しない
- ◆ 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整える
- ◆ 配信側の教員は、受信側の（病気療養児が在籍する）高等学校等の教師の身分を有する必要がある、学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要がある
- ◆ 教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等との積極的な連携を図ること等が望ましい 等

② 学校教育法施行規則第88条の3（特別支援学校の高等部については、第135条第5項で準用）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/322M40000080011>

③ 27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/fieldfile/2015/10/16/1362954_02.pdf

④ 元文科初第1114号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」

https://www.mext.go.jp/content/1422988_1.pdf

⑤ 2文科初第1818号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00016.html

⑥ 4文科初第2563号「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」

https://www.mext.go.jp/content/20230329-mxt_tokubetu02-100002908_3.pdf



病気療養児に対する同時双方向型の授業配信の実施状況（令和4年度）

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
実施した	618 (27%)	433 (17%)	447 (26%)	693 (26%)	2,191 (24%)

同時双方向型の授業配信の実施率は24%で、平成30年の前回調査(1.9%)より大幅に上昇しました。



遠隔教育を実施するための手段

病気療養児への遠隔教育は、在籍校・教育委員会と医療機関や保護者等との連携により実施されます。ここでは授業方法や環境整備について解説します。

遠隔教育の原則は「同時双方向型」

病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育は、原則「同時双方向型」で実施されます。授業時間にリアルタイムで教職員やクラスメートとつながり、対話しながら学ぶ方法で、学級との一体感を得られるのが特長です。

この方法には、タブレット端末やノートパソコン、安定したインターネット環境が必要で、学校や教育委員会からモバイルWi-Fiルーター等が貸与されることもあります。

同時双方向型の実施が難しい場合は……

遠隔教育は原則、「同時双方向型」

ではありますが、一方で、児童生徒の病状や治療スケジュールにより同時接続が難しい場合には、例外的に「オンデマンド型」が選択されます。

実施手段は授業を録画し配信することや、個別に作成されたオンデマンド型専用教材を使用することが考えられます。

授業の方法

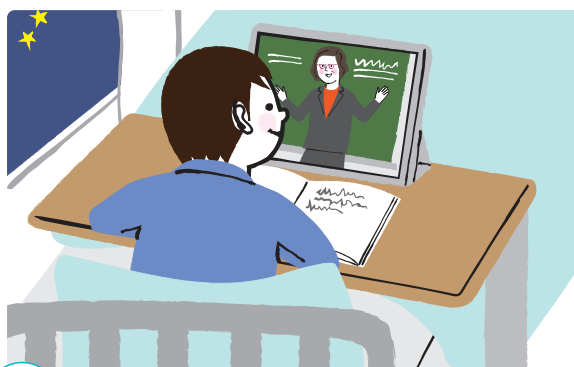
同時双方向型



解説

教職員やクラスメートとリアルタイムでやりとりしながら受ける授業です。家庭や病院からの参加でも、学級と一体感を保ちながら学ぶことができます。

オンデマンド型



解説

録画された授業動画を、児童生徒の体調や生活リズムに合わせて視聴できるスタイルです。体調が不安定な場合でも学びを継続できます。

遠隔教育に使う機材の一例

遠隔教育の現場ではどんな機材が使われているか、一例を見てみましょう。写真提供/岐阜県教育委員会

テレプレゼンスロボ



←配信側の教室に配置し、対面に近い交流が可能。

※本テレプレゼンスロボはタブレット端末をセットし配置する

タブレット端末



↑授業配信や教材のやり取りに活用

ウェアラブルカメラ



↑↓

配信側の教職員が着用し、クリアな音声や手元の映像やを届ける

カラープリンター



↑受信側で教材の印刷等に活用

ピンマイク



遠隔教育実施のプロセス

遠隔教育の実施には、学校と教育委員会が連携し、計画的に準備を進めることが重要です。ここではその基本的なプロセスを分かりやすく紹介します。

1. 支援体制の構築

病気は予期せず発症することがあります。子どもたちの学びを止めないためにも、関係者が日頃から備えておきたい遠隔教育の支援体制を見ていきましょう。

教育委員会が遠隔教育で事前に行うことの一例

◆ 共通理解の醸成（理解啓発・普及啓発）

児童生徒が、遠隔教育による学習のサポートを必要としたときに、速やかに対応するためには、学校や教育委員会、医療機関の関係者、保護者に制度についてしっかり伝えておく必要があります。例えば病気療養児の遠隔教育に関するリーフレットや資料など作り、それを通じて、校長、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターなど、遠隔教育の実施に関わる関係者へ丁寧に説明を行っていきます。

◆ 教育委員会内、教育委員会同士の連携体制の構築

教育委員会の中でしっかりと連携を図ることが大切で、特別支援教育を担当する課や義務教育担当課、高等学校担当課、私立学校担当課、医療部局などが力を合わせ、支援体制を整えていく必要があります。また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会ともスムーズに連携できるよう、あらかじめ体制を整えておきましょう。

◆ 病気療養児の実態把握

教育委員会としては、病気療養児の状況をきちんと把握しておくことが大切です。そのために、各学校に在籍している病気療養児の人数や遠隔教育の実施状況、地域にある医療機関などについて実態調査を行います。そうして現状をしっかりと確認したうえで、どのような支援がどの程度必要かを検討していきます。

◆ ICTを活用した遠隔教育に関する相談窓口の明示

義務教育段階と高等学校段階では、病気療養児の遠隔教育に関する相談窓口が自治体の中でそれぞれ異なる場合があります。「分かりにくい」という保護者の声もあります。そのため、学校や保護者、医療機関などに向けて、ICTを活用した遠隔教育について相談できる行政の窓口や、病弱特別支援学校について各教育委員会があらかじめ分かりやすく示しておくことが大切です。

学校が遠隔教育で事前に行うことの一例

◆ 校内体制の構築

学校では、まず遠隔教育をどのように進めていくか、具体的な実施方法を検討します。そのうえで、担任の先生だけに負担が偏らないよう、ICTや情報関係の業務を担当する教職員と協力するなど、校内での役割分担を明確にします。また、管理職が中心となり、教育委員会や医療機関との連絡調整の窓口となる教職員をはっきり示しておきましょう。

◆ 出席扱い・単位認定、学習評価の校内規定の検討

出席の扱いや単位の認定、学習評価の方法などについて、校内でしっかり検討できる体制を整えておき、校内規定として分かりやすく整理しておきましょう。同時に校内規定で定めた学習評価の方法については、あらかじめ児童生徒や保護者に丁寧に説明しておくことも重要です。

学校が遠隔教育で事前に行うことの一例

◆教職員の醸成と研修

校内に遠隔教育の実施経験がある教職員がいる場合は、その教職員を中心に、ほかの教職員への理解を広げていきます。また、担当する教職員に対しては、ICT機器の操作方法などに関する研修や勉強会を行い、安心して取り組める環境を整えていきます。

◆マニュアルの作成

児童生徒がICT機器やICTサービスの操作にまだ慣れていない場合は、安心して使えるように、分かりやすいマニュアルを作成しましょう。操作手順を丁寧にまとめたり、画面のイメージを示したりするなど、誰でも理解しやすい内容にすることが大切です。



支援体制構築の実施事例

実際に遠隔教育の支援体制の構築を進めている教育委員会の具体的な事例をご紹介します。参考にしてみてください。

岡山県教育委員会の取組

- ◆ 発達障害・医療的ケア・病気療養等について専門性の高い教員を、県内各特別支援学校より複数名、校長からの推薦を受けたうえでエキスパートとして任命し、エキスパートがすべての県立高等学校を年2回訪問する。また幼稚園・保育所・小学校・中学校等その他の学校種についても依頼があった場合、エキスパートが随時訪問し、相談対応を行っている。その取り組みの一環として病気療養児支援に関する相談を行っている。
- ◆ 県内にて病気療養児の学習・復学の支援、各種相談対応や交流イベント等を開催するNPO法人との連携体制を構築している。

- ◆ 病気療養児の保護者からNPO法人へ相談があった場合は、NPO法人より県教育委員会特別支援教育課に相談内容の情報共有があり、相談内容に応じて各学校へ必要な情報共有を行っている。
- ◆ 同NPO法人は、「病気療養児支援ガイドブック」において、入院生徒に対する遠隔教育の実施方法に関する執筆にも協力している。

2. 遠隔教育の準備

遠隔教育を実施するまでに準備しておくべき、具体的な確認事項を見ていきましょう。

教育委員会が行うことの一例

◆医療機関との連携

医療機関で窓口となる担当部門や担当者を確認しておきます。そのうえで、医療機関や学校関係者、院内学級の担当者などが参加する会議を設置・運営し、一人ひとりの児童生徒に合った支援方針を話し合ったり、必要な連絡や調整を行ったりします。また、学校と医療機関の連絡調整を円滑に進めるために、特別支援教育コーディネーター等を適切に配置するなど、関係者同士がしっかり情報共有できる仕組みを整えます。

◆ICT機器（モバイルWi-Fiルータ等）の貸与制度の整備

学習内容や児童生徒の状況に応じて活用できるICT機器（モバイルWi-Fiルータ等）やネットワーク環境の整備（メンテナンスを含む）に必要な予算を確保します。また、学校や教育委員会は、遠隔教育が必要となった場合に備えて、自宅や病室・院内の通信状況を事前に確認し、必要に応じてICT機器の貸し出しなどの調整を行います。

学校が行うことの一例

◆同時双方向型・オンデマンド型の授業の選択

病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育では、原則として同時双方向型の授業を実施します。ただし、病状や治療の状況により授業時間に合わせて参加することが難しい場合には、学校の判断によりオンデマンド型で実施することも可能です。学校は、児童生徒の体調や状況の変化に応じて、適切な授業形態を選択します。その際、教職員は保護者や本人、医療機関とこまめに連絡を取り、治療スケジュールや体調を確認します。医療機関との調整にあたっては、特別支援教育コーディネーター等を活用し、必要に応じて特別支援学校や医療機関の相談支援部門と連携しながら、配信方法等の調整を行います。

◆授業計画

遠隔教育の授業計画は、児童生徒の体調や学習状況を踏まえ、柔軟に立てることが大切です。特に体調に変動がある場合には、週ごとなど短い期間で学習内容や計画を見直し、その時々状況に応じて調整します。無理のない学習ペースを意識しながら、継続して取り組める計画を検討します。

◆教材作成における工夫

遠隔教育に向けた教材作成では、分かりやすさを高める工夫が重要です。例えば、PowerPointのスライドショー機能を活用し、音声による解説を重ねて教材を作成することで、児童生徒が理解しやすい内容にします。また、実験の様子を複数方向からビデオカメラで撮影し、さまざまな角度から確認できるよう動画を編集することで、臨場感を持って学習できる教材を準備します。



本人・保護者が行うことの一例

◆医師の診断を受け、遠隔教育について学校に相談

遠隔教育の実施にあたっては、医師の診断を踏まえた上で、学校へ相談することが重要です。病状や治療状況を共有し、学校・医療機関・保護者が連携して適切な学習方法を検討します。

◆自宅での学習スペース・生活リズムの確保

自宅で遠隔教育を受ける場合は、学習に集中できる環境と生活リズムの維持が重要です。体調に配慮しながら無理のない学習時間を設定し、継続的に学習できる体制を整えます。

◆ネット接続環境 (Wi-Fi や通信量) の確認

遠隔教育には安定した通信環境が不可欠です。Wi-Fi や通信量の状況を事前に確認し、授業に支障が出ないように準備します。必要に応じて学校等と連携し環境整備を行います。

◆ツールの使用練習 (Zoom など) と不安点の事前相談

遠隔教育で使用するツールについて事前に操作練習を行い、不明点や不安を学校に相談しておくことが重要です。円滑に授業へ参加できるよう準備を整えます。



遠隔教育準備の実施事例

実際に遠隔教育の準備をしてきた全国の教育委員会、学校の具体的な事例をご紹介します。参考にしてみてください。

宮城県教育委員会の取組

県立高等学校の教諭1名を医教連携コーディネーターとして任命し、本事業の連携病院に最も近い県立高等学校に配置した。遠隔教育を実施する際には、医教連携コーディネーターが、病気療養児の在籍校と、病気療養児が入院する病院の橋渡し役を担い、病院から治療スケジュール等を確認し、在籍校へ情報共有を行うほか、遠隔学習支援に関するアドバイス。相談対応を実施した。

栃木県教育委員会の取組

遠隔教育の実施に際し、特別支援学校のセンター的機能による支援として、学校へテレプレゼンスロボット(kubi)の貸し出しを実施。ネットワーク環境の整備に向けては、教育委員会がモバイルWi-Fiルータを貸し出している。

3. 遠隔教育の実施

遠隔教育では、一人ひとりの体調や状況に寄り添いながら、無理なく学習に参加できる工夫が求められます。そのため具体的な取り組みについてご紹介します。

病気療養児が無理なく
学習に参加するための工夫

遠隔教育の実施において教員は、療養中の児童生徒が無理なく学習に参加できるよう、体調や理解度に応じた声かけや学習支援を行うことが求められます。

授業中は、クラスとの一体感を得られるよう発言や対話の機会を工夫することや、テレプレゼンスロボットを活用する等、孤立を防ぐ配慮が重要です。また、学級活動や行事へ

の参加も積極的に促すことが効果的とされています。

ICT機器としては、1人1台端末環境のもと、タブレットやPCを用いた双方向通信が活用されており、Google MeetやZoomなどのツールを用いた授業配信が一般的です。また、クラウド上での課題提出や動画教材の活用も進んでいます。

遠隔教育は、入院中の病室や一時退院時、療養中の自宅等で実施されることが想定されます。



医療機関での遠隔教育実施の留意点の一例

◆ 院内の環境整備

院内(病室を含む)の通信環境を事前に確認し、安定した遠隔教育の実施が可能な環境整備を行います。さらに院内ルールを踏まえ、病棟内の状況や他患者への配慮を踏まえた場所が望ましいでしょう。

◆ 治療スケジュールや体調変化への対応

治療スケジュールと学習時間が両立できるよう、医療機関側から学校へ情報共有と調整をします。また、児童生徒の体調変化に配慮し、学習参加の可否や方法については、柔軟に対応できるようにしておきます。

◆ 学校との連携

医療機関は、病室等で遠隔教育や定期試験が実施できるよう、学校や教育委員会と連携した体制づくりをします。また、病室での試験実施時における答案回収など、必要な事務的対応についての調整もしておきましょう。

教育現場での遠隔教育の留意点の一例

◆ 児童生徒の安心させる体調管理と心理的配慮

遠隔教育の実施にあたっては、保護者や医療関係者と連携し、児童生徒の体調管理や緊急時対応の体制を整えることが重要です。また、心理的負担に配慮し、カメラ利用や参加方法を工夫することで、安心して学習に取り組める環境づくりを行います。

◆ ICT活用と柔軟な学習環境の整備

板書や音声が確実に伝わる視聴環境を整えるとともに、病状や体力に応じたオンデマンド授業の設計を行います。また、教室内の児童生徒のプライバシーに配慮した配信方法を徹底するなど、適切なICT活用が必要です。

◆ 双方向性を生かした学習支援

配信側と受信側の双方向のやり取りを可能にする授業環境を整え、授業中はこまめな声掛けにより受講状況や理解度を確認します。さらに、授業後のオンライン交流を通じて、児童生徒の安心感や学級とのつながりを保つ工夫が求められます。

教育現場での遠隔教育の実施事例

教育現場で実際に遠隔教育をしている全国の学校の具体的な事例をご紹介します。

宮城県教育委員会の取組

同時双方向型の授業については、iPadとテレプレゼンスロボット(kubi)を配信側の教室へ設置し、Google Meetで授業の配信を行った。オンデマンド型の授業については、テレプレゼンスロボット(kubi)とiPadを活用して授業を録画したうえで、25分間の専用教材を作成し、YouTubeに限定公開、もしくはGoogle Driveへアップロードした。また各教科・科目等を限定せず遠隔教育による学習支援を実施。実技・実習等については、座学部分を中心に遠隔教育にて取り上げ、対面指導が適する部分を復学後や登校可能日に補完する等柔軟に対応した。

熊本県教育委員会の取組

特別支援学校敷地内にある医療センターからの通学生と自宅からの通学生がおり、同時双方向型の授業を実施しているのは4～5名。体力的な問題があったり、体調の優れない児童生徒に対し同時双方向型の授業を実施。タブレットにてオンライン会議システムを用い授業を行っている。具体的な実施方法としては、教室に設置したPCにて教員の姿を配信。また配信には学校の電子黒板を接続し、教員の音声を拾うためマイクを設置。教科書の内容をオンラインホワイトボードへ投影し、その教科書に教師側が書き込む様子を配信。また教材については、クラウド上でやり取りを行う。特別支援学校にて同時双方向型の授業を実施する際には、対象児童生徒の体調や学習状況等を加味し、週次で時間割を検討。また各学部の授業が定期通院日と重ならないよう、個別に調整を行う。

4. 学習の評価

遠隔教育でも、学びの様子を丁寧に見取り、適切に評価します。出席や理解の状況をさまざまな方法で確認しながら、児童生徒、一人ひとりに寄り添った対応をしていきましょう。

学習評価の妥当性や信頼性を高める工夫

同時双方向型の授業では、実際に参加し、やりとりを行った記録(ログイン履歴や発言内容など)をもとに出席扱いとされるケースが多く、学習評価も通常の授業と同様に日々の学

習成果で行われます。

一方、体調などによりオンデマンド型の授業での参加となった場合は、ファイルの閲覧や動画視聴の回数から教材の視聴状況を把握するほか、受講後に振り返りや課題を提出させる、教職員による聞き取りを行うなど、状況に応じて柔軟に視聴視聴・出席を

確認します。

またオンデマンド型の授業と同時双方向型の授業に共通する取組として、自治体によっては、担任が作成した出席簿に授業ごとの振り返りを記入させることや、受講後の振り返りの提出によって視聴・出席を確認する事例も見られました。

出席確認の方法の一例

遠隔教育における出席確認の方法は、同時双方向型の場合、実際に授業に参加し、やりとりを行った記録をもとに出席扱いとする学校が多いです。

オンデマンド型の授業では、動画共有プラットフォーム上での視聴状況を確認することができます。オンライン上のファイル閲覧システムを活用している場合には、ファイルの閲覧回数を確認することも出席確認の一助となります。また、動画視聴後に自己評価や課題を提出させたり、受講後に小テストやミニレポートを実施したりすることで、実際に学習に取り組んだかを把握することができます。

学習評価の方法の一例

遠隔教育における評価は、同時双方向型の授業とオンデマンド型の授業との間で差異を設けることなく、他の生徒と同様に各科目の目標の実現状況に基づいて行います。評価規準も対面授業と同一とし、学習内容の達成度を適切に把握することを基本とします。提出物やテストについては、Google ClassroomやGoogle フォーム等を活用して配信・回収を行うことで、円滑な受け渡しが可能です。

また、グループワークを主とする授業については、必要に応じて代替課題やレポート等により対応します。さらに、実技・実習科目については、遠隔環境でも見取ることができる観点を設定し、観点別学習状況の評価を適切に行うことで対応することが可能です。

高等学校等における 病気療養児の進級・卒業について

卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたり、また、各学年の課程の修了の認定に当たっては、特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるなど、病気療養児に対して、配慮と弾力化を図ることが望まれます。

「病気療養児に関する実態調査」及び
「特別支援教育体制整備状況調査等」の結果について(周知)
https://www.mext.go.jp/content/20231031-mxt_tokubetu02-000032436-1.pdf



5. 復学に向けた支援

復学は、安心して学校生活に戻れるよう準備を進めていくことが大切です。児童生徒の不安に寄り添いながら、無理のない形で支えていきしょう。

各所が連携して、退院後の 学校生活を見据えた準備を

復学支援では、児童生徒が、入院した時点から学校、医療機関、教育委員会、特別支援教育コーディネーターや保護者などが連携し、退院後の学校生活を見据えて準備を進めて

いくことが大切です。

医療機関から治療の予定や体調面での配慮について情報を共有し、支援会議などを通して関係者が共通の見通しを持てるようにします。転学している場合は、前籍校や在籍校とも協力し、体験通学や学校行事への参加などを取り入れながら、復学へのイ

メージを持てるよう支援します。

復学後も学校と医療機関が連携し、学習面や生活面での不安に寄り添いながら継続的に見守ります。また、学校の様子を動画で共有するなどの工夫により、不安を和らげ、安心して学校生活に戻れる環境づくりを進めることが大切です。

教育現場での復学の実施事例

病気療養児の円滑な復学の実施に役立つ、各自治体が実践した事例を紹介します。実践のヒントとしてご活用ください。

京都市教育委員会の取組

転学先の特別支援学校に在籍する児童の復学に向けて、前籍校の状況を360度カメラで撮影のうえ、動画配信サイトにアップロードして児童へ共有し、動画を視聴したり、前籍校の教員からのメッセージを伝えたりすることで、復学に対する不安軽減を図った。



参 考 資 料

遠隔教育の実施に役立つ、自治体等が作成した参考資料を紹介します。
制度理解や実践のヒントとしてご活用ください。

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業成果報告書
https://www.mext.go.jp/content/20250903-mxt_tokubetu02-000044666_pwc01r.pdf



病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業報告書概要
https://www.mext.go.jp/content/20250903-mxt_tokubetu02-000044666_pwc02.pdf



北海道教育委員会
https://www.mext.go.jp/content/20240513-mxt_koukou02-000035909_1.pdf



宮城県教育委員会
https://www.pref.miyagi.jp/documents/16074/nyuinseito_leaflet_2024.pdf



栃木県教育委員会
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m05/education/gakkoukyouiku/tokubetsu/documents/20220317110926.pdf>



岐阜県教育委員会
https://www.mext.go.jp/content/20240625-mxt_tokubetu02-000035886_GF3.pdf



関 係 通 知

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988_00001.htm



小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の
取扱い等について(令和5年3月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-100002896_2rr.pdf



高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について
(令和5年3月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-100002896_3rr.pdf



高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について
(令和6年2月13日付け文部科学省初等中等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988_00003.htm



(令和8年3月)